

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第7号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前三任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前三任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前三任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万7,500円</u> 」とする。	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前三任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前三任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前三任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万4,200円</u> 」とする。

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	261,300	287,300
2	167,700	228,500	245,400	262,300	288,900
3	168,800	229,300	246,200	263,300	290,400
4	169,900	230,100	246,900	264,300	291,900
5	171,200	230,800	247,600	265,300	293,400
6	172,400	231,600	248,700	266,300	294,900
7	173,600	232,400	249,700	267,300	296,300
8	174,800	233,200	250,700	268,300	297,600
9	175,800	234,000	251,700	269,300	298,800
10	177,000	234,700	252,900	270,300	300,300
11	178,300	235,400	254,000	271,300	301,800
12	179,500	236,100	255,000	272,300	303,200
13	180,600	236,800	256,100	273,300	304,600
14	181,800	237,400	257,100	274,300	305,700
15	183,100	238,000	258,000	275,300	306,700
16	184,400	238,600	258,500	276,400	307,900

17	185,700	239,200	259,100	277,400	309,100
18	187,400	239,800	259,500	278,700	310,700
19	189,100	240,400	259,900	280,000	312,300
20	190,800	240,900	260,400	281,200	313,900
21	192,500	241,400	260,900	282,500	315,400
22	194,200	241,900	261,400	283,800	317,000
23	195,800	242,400	261,900	285,000	318,600
24	197,400	242,900	262,500	286,200	320,200
25	199,000	243,400	263,300	287,300	321,700
26	200,500	243,900	263,900	288,500	323,400
27	202,000	244,300	264,500	289,800	325,000
28	203,500	244,800	265,300	291,100	326,600
29	205,000	245,400	266,100	292,400	328,000
30	206,500	245,900	266,800	293,400	329,700
31	208,000	246,400	267,400	294,400	331,400
32	209,500	246,800	268,200	295,500	333,000
33	211,000	247,200	269,000	296,600	334,200
34	212,400	247,700	269,700	297,800	336,100
35	213,800	248,200	270,400	298,900	337,800
36	215,200	248,600	271,100	300,100	339,400
37	216,600	249,000	271,800	301,300	340,900
38	217,700	249,500	272,500	302,600	342,500
39	218,800	250,000	273,200	303,900	344,100
40	219,900	250,400	273,900	305,200	345,700
41	220,900	250,800	274,600	306,500	347,400
42	221,800	251,300	275,300	307,800	349,200
43	222,700	251,800	275,900	309,100	351,000
44	223,600	252,200	276,500	310,400	352,800
45	224,500	252,600	277,000	311,700	354,300
46	225,300	253,000	277,500	313,000	355,700
47	226,100	253,400	278,000	314,300	357,100
48	226,900	253,800	278,500	315,400	358,500
49	227,700	254,200	279,000	316,300	360,000
50	228,400	254,600	279,500	317,600	360,800
51	229,100	255,000	280,000	318,900	361,800
52	229,800	255,400	280,400	320,200	362,800
53	230,500	255,800	280,800	321,400	363,700
54	231,100	256,200	281,300	322,700	364,800
55	231,700	256,600	281,700	323,900	365,700
56	232,300	257,000	282,200	325,100	366,700

57	233,000	257,300	282,600	326,400	367,600
58	233,500	257,700	283,100	327,500	368,300
59	234,000	258,100	283,600	328,600	369,000
60	234,500	258,400	284,100	329,700	369,600
61	235,000	258,700	284,600	330,400	370,000
62	235,400	259,100	285,200	331,300	370,600
63	235,800	259,500	285,800	332,000	371,300
64	236,200	259,800	286,400	332,800	372,000
65	236,600	260,100	287,000	333,600	372,300
66	236,900	260,400	287,600	334,000	373,000
67	237,200	260,700	288,200	334,600	373,700
68	237,500	260,900	288,800	335,300	374,300
69	237,800	261,100	289,300	336,100	374,600
70	238,100	261,400	289,800	336,800	375,100
71	238,400	261,700	290,300	337,500	375,700
72	238,700	261,900	290,800	338,100	376,300
73	238,900	262,100	291,300	338,600	376,600
74	239,200	262,400	291,800	339,200	377,200
75	239,500	262,700	292,200	339,700	377,900
76	239,700	262,900	292,600	340,300	378,500
77	239,900	263,100	293,000	340,600	378,900
78	240,200	263,400	293,400	341,100	379,400
79	240,500	263,700	293,800	341,500	380,000
80	240,700	263,900	294,200	341,900	380,500
81	240,900	264,100	294,600	342,300	381,000
82	241,200	264,400	295,000	342,800	381,600
83	241,500	264,700	295,400	343,300	382,100
84	241,700	264,900	295,900	343,800	382,400
85	241,900	265,100	296,200	344,100	382,800
86	242,200	265,300	296,700	344,500	383,300
87	242,500	265,600	297,200	344,900	383,700
88	242,700	265,900	297,700	345,300	384,100
89	242,900	266,100	298,000	345,600	384,500
90	243,200	266,300	298,500	346,000	385,000
91	243,500	266,600	299,000	346,400	385,400
92	243,700	266,800	299,300	346,800	385,800
93	243,900	267,100	299,700	347,000	386,100
94	244,200	267,400	300,200	347,400	386,600
95	244,500	267,700	300,700	347,800	387,000
96	244,700	267,900	301,200	348,200	387,400
97	244,900	268,100	301,500	348,400	387,700

98	245,200	268,400	301,900	348,800	388,200
99	245,400	268,600	302,400	349,200	388,600
100	245,700	268,900	302,900	349,500	389,000
101	245,900	269,100	303,300	349,800	389,300
102	246,100	269,300	303,700	350,200	
103	246,400	269,600	304,000	350,600	
104	246,700	269,900	304,300	351,000	
105	246,900	270,100	304,600	351,500	
106	247,200	270,300	305,000	351,900	
107	247,500	270,600	305,300	352,300	
108	247,700	270,800	305,700	352,700	
109	247,900	271,100	306,000	353,200	
110	248,200	271,400	306,400	353,600	
111	248,500	271,700	306,800	353,900	
112	248,700	271,900	307,100	354,200	
113	248,900	272,100	307,300	354,700	
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

(技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則(令和5年新潟県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万7,500円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を、当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万3,200円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を、当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等</p>

に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万7,500円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

2 (略)

に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

2 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与等規則」という。）並びに第3条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の令和5年改正規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の技能労務職員給与等規則又は改正後の令和5年改正規則の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員給与等規則の規定による給与又は改正後の令和5年改正規則の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第2条に規定する職員の例による。